

## 《日大石桜会の会則の修正案》

### 第8条 役員

2、副会長は分会長を補佐し、事故あるとき、又はかけたときには、その職務を代理又は代行する。

修正案

分会長⇒⇒ 会長

### 第6章 会議

第10条 本会の会議は定期総会と役員会の二種とし、必要に応じ臨時総会を開き

役員会は随時開催するものとする。

修正案

を開き⇒⇒ を開くことが出来る

随時開催するものとする。⇒⇒ 開催するものとし

会議の議長は会長が当たる。